



# 12 聴覚障害・言語障害をお持ちの方への支援

## ■コミュニケーション支援事業



**問合せ先** 障害者福祉課 総合相談担当

TEL (5211) 4217 / FAX (3556) 1223

手話通訳者、要約筆記者、音訳者の派遣が受けられます。

### 内 容

社会生活上必要な場面で通訳者・音訳者の派遣が受けられます。

1. 手話通訳 [聴覚障害 / 音声・言語機能障害]
2. 要約筆記 [聴覚障害 / 音声・言語機能障害]
3. パソコン要約筆記 [聴覚障害 / 音声・言語機能障害]
4. 音訳 (代読・代筆) [視覚障害]

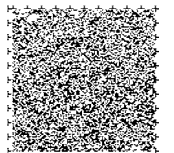
※利用にあたっては、事前に利用者登録が必要です

※以下は派遣対象外です。

1. 営業活動に関する事。 2. 政治・政党活動に関する事。
3. 宗教活動に関する事。 4. 裁判及び刑事事件に関する事。
5. ギャンブルなど個人の遊興娯楽に関する事。
6. 違法行為その他の公序良俗に反する行為に関する事。
7. その他区長が不適当と認める事由に関する事。

**対 象** 身体障害者手帳（聴覚障害 / 音声・言語機能障害 / 視覚障害）をお持ちの方

**利用料** 無料



■ 難聴者補聴器購入費助成

問合せ先 障害者福祉課 障害者福祉係

TEL (5211) 4214 / FAX (3556) 1223

Eメール shogaishafukushi@city.chiyoda.lg.jp

身体障害者手帳の対象とならない聴力程度で、家族等とのコミュニケーションがとりにくい方に対し、補聴器購入に要する費用の一部を助成します。事前申請が必要です。

**内容** 助成額：補聴器購入費の9割（ただし上限 25,000 円）

<申請手続き> ※所得要件がありますので、必ず事前にご相談ください。

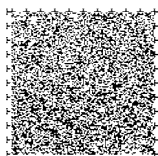
1. 千代田区難聴者補聴器購入費助成申請書に必要事項を記入してください。
2. 申請書に医師の証明を受けてください。
3. 医師に補聴器が必要と認められた後、補聴器を購入してください。
4. 医師の証明を受けた申請書及び購入した補聴器の領収書、請求書を障害者福祉課に提出してください。

**対象** 次のすべてに該当する方が対象です。

1. 千代田区内に住所を有し、現にお住まいの方
2. 聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちでない方
3. 補聴器の必要性を認める医師の意見を得られる方
4. 片耳の聴力レベルが 40 デシベル以上である方
5. 本人または扶養義務者等の所得が千代田区障害者福祉手当の所得基準（下記表参照）の範囲内である方
6. 過去にこの事業の助成を受けていない方または、前回の助成決定日から起算して5年経過している方

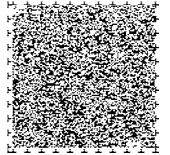
所得基準額表

扶養親族等	障害者本人の所得	障害者が 20 歳未満の場合 扶養義務者または 配偶者の所得
0 人	3,604,000 円	6,287,000 円
1 人	3,984,000 円	6,536,000 円
2 人	4,364,000 円	6,749,000 円
3 人	4,744,000 円	6,962,000 円
4 人	5,124,000 円	7,175,000 円
5 人	5,504,000 円	7,388,000 円



## ちゅうとうどなんちようじはつたつしえんじぎょう ■中等度難聴児発達支援事業

身



### 問合せ先 障害者福祉課 障害者福祉係

TEL (5211) 4214 / FAX (3556) 1223

Eメール shogaishafukushi@city.chiyoda.lg.jp

聴覚障害による身体障害者手帳の対象とならない中等度難聴のお子さんの、補聴器  
装用による言語習得、生活能力、コミュニケーション能力などの向上を促進するため、  
補聴器購入費用の一部を助成します。事前申請が必要です。

### 内容

助成額：補聴器購入費の9割（ただし上限123,300円）

※生活保護受給世帯、住民税非課税世帯は補聴器購入費の全額（ただし  
上限137,000円）

＜申請手続＞※所得要件がありますので、必ず事前にご相談ください。

1. 補聴器購入費助成申請書に必要事項を記入してください。
2. 補聴器購入費助成金交付意見書に医師の証明を受けてください。  
(診断料として4～5千円かかります)
3. 補聴器が必要と認められた後、補聴器購入業者に連絡し、意見書に  
記載してある補聴器の見積書をもらってください。(注意：この段階  
で購入しないでください)
4. 申請書、意見書、見積書を障害者福祉課に提出してください。
5. 書類審査で支給が決定した場合、区から決定通知書と請求書を送付し  
ますので、決定通知書に記載してある補聴器購入販売店で補聴器を  
購入してください。
6. 補聴器購入領収書と請求書を障害者福祉課に提出してください。

### 対象

次のすべてに該当する18歳未満の方が対象です。

1. 聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない。
2. 補聴器の使用により、言語の習得等一定の効果が期待できるという医  
師の意見を得ることができる。
3. 両耳の聴力レベルがおおむね30デシベル以上。
4. 対象となるお子さんまたはお子さんが属する世帯員の中に区民税所得  
割課税額が46万円以上の人が含まれていないこと。

## くぎかいほんかいぎ もじはいしん ■区議会本会議の文字配信

### 問合せ先 区議会事務局調査係

TEL (5211) 4297 / FAX (3288) 5920

Eメール kugikai@city.chiyoda.lg.jp

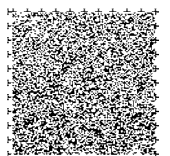
区議会本会議を文字で配信します。

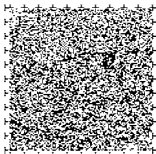
### 内容

区議会本会議を千代田区議会ホームページにて、文字でライブ配信をします。

### 対象

インターネット中継の音声が開聞こえづらい方





じまく しゅわ せいさく か だ  
**字幕・手話つきビデオ・DVDの製作・貸し出し** 身

**問合せ先** 聴力障害者 情報文化センター

〒153-0053 目黒区五本木 1-8-3  
 TEL (6833) 5004 / FAX (6833) 5005  
 Eメール video@jyoubun-center.or.jp  
 ホームページ http://www.jyoubun-center.or.jp/

じまく しゅわ  
 字幕・手話つきビデオ・DVDなどを借りることができます。

**内容** えいが ばんぐみ じまく か だ  
 映画やテレビ番組などに字幕を入れたビデオ・DVDを貸し出ししています。  
 ひとり かい ほん しゅうかん か  
 1人1回につき6本まで(2週間)借りることができます。

**対象** 作品ごとに、利用者区分を設けています。  
 1. 聴覚障害者・児…身体障害者手帳をお持ちの方  
 2. 難聴者・児、中途失聴者・児…身体障害者手帳はお持ちではなく補聴器・人工内耳を常用されている方  
 3. 聴者  
 ※手帳をお持ちの方は、すべての作品をご利用できますが、その他は、作品によって、利用できるものとできないものがございます。詳細はお問い合わせください。

**利用料** 無料※送料は自己負担です。

ちょうかくしょうがいしゃ きき か だ  
**聴覚障害者コミュニケーション機器の貸し出し** 身

**問合せ先** 東京手話通訳等 派遣センター

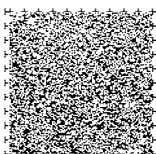
〒160-0022 新宿区新宿 2-15-27 第3ヒカリビル5F  
 TEL (3352) 3335 / FAX (3354) 6868

コミュニケーション用機器を借りることができます。

**内容** いし そつう しゃかいかつどう ちしき しゅうとく ひつよう おう  
 意思疎通や社会活動についての知識の習得のために必要に応じてコミュニケーション用機器を貸し出します。(オーバーヘッドプロジェクター、オーバーヘッドカメラ、えきしやう じ きゅうどう  
 液晶プロジェクター、磁気誘導ループなど)  
 なお、機器の保管場所は東京聴覚障害者自立支援センター(しぶやくひがし  
 1-23-3)です。

**対象** 東京都在住で、身体障害者手帳をお持ちの方とその保護者・都内の聴覚障害者団体などです。

**利用料** 無料※搬送は利用者が行います。



問合せ先 警視庁 TEL (3581) 4321

ホームページ [http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/smph/jiken\\_jiko/110/110site.html](http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/smph/jiken_jiko/110/110site.html)

東京消防庁 TEL (3212) 2111 / FAX (3213) 1478

ホームページ <http://www.tfd.metro.tokyo.jp/>

FAX や携帯電話のメール機能を使って 110 番・119 番通報ができます。

内容 音声（肉声）による通報が困難な方のために下記のとおり、110 番通報、119 番通報システムを行っています。

### 1. 警察署への通報

#### ● FAX110 番

警察へ通報する場合、FAX で通報することができます。住所、氏名、連絡先、事件の内容をご記入のうえ送信してください。

FAX 03-3597-0110

#### ● 警視庁 110 番サイト

##### (1) スマートフォンの場合

「警視庁 110 番サイト通報アプリ」をインストールしてください。

##### (2) 携帯電話の場合

「警視庁 110 番サイト」 <http://mpd110.jp> にアクセスしてください。

### 2. 消防署への通報

#### ● 119 番ファクシミリ通報

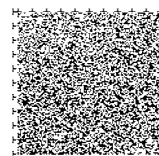
東京消防庁に火災や救急などを通報する場合、FAX で通報することができます。住所、氏名、電話番号、FAX 番号、内容をご記入のうえ送信してください。

FAX 番号は、局番なしの「119 番」です。あわてず通報できるように、あらかじめ住所、氏名、電話番号、FAX 番号を記入しておきましょう。

#### ● 緊急ネット通報

携帯電話等のウェブ機能を利用した緊急通報です。利用できる方は、東京消防庁管内（東京都のうち、稲城市及び島しょ地区を除く地域）に在住、在勤・在学している聴覚または言語・音声等に機能障害がある方で、利用するには事前登録（無料）が必要です。

登録及び利用方法は東京消防庁ホームページに掲載しています。



**問合せ先** 聴力障害者情報文化センター

〒 153-0053 目黒区五本木 1-8-3

TEL (6833) 5004 / FAX (6833) 5005

Eメール video@jyoubun-center.or.jp

ホームページ <http://www.jyoubun-center.or.jp/>

聴覚障害・手話に関わる図書・資料の貸し出しや字幕付 16 ミリフィルムの貸し出し  
ができます。

**内容** 図書・資料は一人 1 回につき 3 冊まで 2 週間貸し出し可、来所による貸し  
出しのみ。16 ミリフィルムは送付による貸し出し可。

**対象** 図書・資料は聴覚障害の有無に関係なく、どなたでもご利用できます。字幕  
付 16 ミリフィルムは聴覚障害者を対象とした上映会を主催する聴覚障害者  
団体、聴覚障害者関係施設および公的機関で取扱責任者は、16mm フィル  
ム映写の資格取得者であることが必要です。

**利用料** 無料 (16 ミリフィルムの送料は自己負担)

